

(3) 算定方法

①最低制限価格及び調査基準価格

低入札価格調査を行う価格は、予定価格（税抜）算出の基礎となった次に掲げる業務区分ごとの①から④に掲げる額の合計額とします。ただし、その額が予定価格（税抜）に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7を乗じて得た額とします。

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接業務費の額	技術経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費（一般）の内、直接業務費の額	地質調査業務（解析）費計の額に <u>10分の7</u> を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）の内、諸経費の額に <u>10分の3</u> を乗じて得た額	
補償関係コンサルタント業務	直接業務費の額	技術経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	



業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の6</u> を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務 <u>（技術経費を用いる場合）</u>	直接業務費の額	技術経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の6</u> を乗じて得た額	
土木関係の建設コンサルタント業務 <u>（技術経費を用いない場合）</u>	<u>直接原価の額</u>	<u>その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</u>	<u>一般管理費等に10分の5を乗じて得た額</u>	
地質調査業務	<u>地質調査業務費（一般）の内、直接調査費の額</u>	<u>地質調査業務費（一般）の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</u>	地質調査業務（解析）費計の額に <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）の内、諸経費の額に <u>10分の4</u> を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	<u>直接原価の額</u>	<u>その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</u>	<u>一般管理費等に10分の5を乗じて得た額</u>	

②失格基準価格

調査対象となった場合、次に掲げる業務区分ごとの①から④に掲げる額の合計額を下回る価格での入札については調査を実施することなく失格とします。

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に <u>10分の3</u> を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接業務費の額	技術経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費（一般）の内、直接業務費の額	地質調査業務（解析）費計の額に <u>10分の7</u> を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）の内、諸経費の額に <u>10分の3</u> を乗じて得た額	
補償関係コンサルタント業務	直接業務費の額	技術経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	



業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に <u>10分の4</u> を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に <u>10分の6</u> を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の6</u> を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務 <u>（技術経費を用いる場合）</u>	直接業務費の額	技術経費の額に <u>10分の6</u> を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の6</u> を乗じて得た額	
土木関係の建設コンサルタント業務 <u>（技術経費を用いない場合）</u>	<u>直接原価の額</u>	<u>その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</u>	<u>一般管理費等に10分の3を乗じて得た額</u>	
地質調査業務	<u>地質調査業務費（一般）の内、直接調査費の額</u>	<u>地質調査業務費（一般）の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</u>	地質調査業務（解析）費計の額に <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）の内、諸経費の額に <u>10分の4</u> を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	<u>直接原価の額</u>	<u>その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</u>	<u>一般管理費等に10分の3を乗じて得た額</u>	

(4) 適用開始時期

平成23年11月1日以降に指名通知又は公告する案件から適用します。

【問合せ】

豊田市総務部契約課 委託担当

TEL 0565(34)6616

Mail keiyaku@city.toyota.aichi.jp